



答申書

令和7年11月25日

舞鶴市長 鴨田 秋津 殿

舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会
委員(会長) 大西秀憲
委員 竹内大樹
委員 阿波泉

第1 審査会の結論

舞鶴消防長(以下、「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象とされた文書を不存在とした決定は、相当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人(以下、「請求人」という。)は、令和7年8月18日、舞鶴市情報公開条例(以下、「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書(以下、「本件文書」という。)の開示請求を行った。

令和3年7月21日に発表された東消防署における金庫の紛失に関して、以下のすべての文書:

- ① 舞鶴警察署に提出した職員の聞き取り調査記録に関するコピー、メモ、メール、電子ファイル(バックアップを含む)等、本件に対して内部調査、事後調査を実施しないことを決定した理由や経緯が分かる書類、議事録等
- ② 紛失した現金35万3000円について、誰がどのように補填したのか、また補填していない場合は預かり先への説明や補填せずに済んだ理由等が分かる文書一式
- ③ 紛失したマスターキー、予備キーの変更に伴う鍵の取り換え工事等にかかった経費の内訳資料すべて、また鍵の変更を実施していない場合はその理由等がわかる文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年9月1日、本件文書のうち上記①および②の文書について不存在との決定を行った。なお、上記③の文書は開示ないし部分開示の決定が行われており、この点についての審査請求は行われていない。



3 審査請求

請求人は、令和7年9月19日、実施機関の決定に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の理由

聞き取り調査を行った場合、通常は手書きメモやワード等による記録が作成されるものであり、これを「一切存在しない」とするのは不自然である。舞鶴市は「警察署に提出中のため不存在」と回答したが、行政文書の定義（作成・取得した時点で行政文書となる）に照らせば、原本を外部機関に提出しても、当該文書は「存在する」ものである。不存在とするのは不適切である。

行政機関は、他機関に提出した行政文書についても写しやデータを保存し、管理する義務がある。これを怠った場合、公文書管理規則に違反する。仮に本当に一切文書が存在しないのであれば、それは調査記録の不作成または保存義務違反を意味し、公文書管理規則上、職員の懲戒・処分の対象となるべき重大な問題である。

よって、本件「不存在」決定は、情報公開条例の趣旨に反し違法または不当であるため、取消されるべきである。

第4 審査会の判断

1 条例にいう「行政文書」の意義について

条例第2条第2号によれば、行政文書は、原則として、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされる。

したがって、行政文書に該当するためには、当該実施機関の職員が組織的に用いるものであること、および、当該実施機関が保有していることも必要であり、過去に作成したが現在保有していない文書は、条例にいう行政文書には該当しない。

2 上記①の文書について

実施機関の弁明書によれば、上記①の文書については、警察からの協力要請のもと警察に提出するために、聞き取り調査の上、関係資料を作成して警察に提出したものであり、写しは作成せず、かつ、作成した資料のデータは削除したとされる。

当審査会には、実施機関に立ち入って上記①の文書の有無を強制的に調査する権限はないところ、実施機関の弁明の内容については、それが明らかに虚偽であると断定できるほどの不合理さはなく、むしろ合理性があるものと考える。

そして、現在、実施機関が保有していない文書については、条例にいう行政文書に該当しないので、実施機関が「不存在」と決定したことは相当である。

なお、仮に、上記①の文書が存在するとしても、実施機関の職員が組織的に用いるものと言えるかについて疑問があるうえ、警察の犯罪捜査にかかる文書であり、条例第5条第3号に該当するものと考えられるため、不開示とされるべきものと考えられる。

3 上記②の文書について

実施機関によれば、紛失した現金については、管理職が既に補填していることであり、いずれも公金ではなく私的な現金の問題であるから、実施機関が文書作成していないとしても不自然ではない。

よって、実施機関が「不存在」と決定したことは相当である。

4 行政文書の写しの保管義務等について

審査請求人は、仮に、本当に一切文書が存在しないのであれば、公文書管理規則に違反するなどと述べる。

しかし、実施機関における文書の保管体制等の是非の判断については、本審査会の職責ではなく、この点に関して、当審査会は意見を述べない。

5 結論

よって、上記「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

以上